

機関番号：12201
研究種目：基盤研究(C)一般
研究期間：2008年度～2010年度
課題番号：20520632
研究課題名(和文) 18世紀ドイツの啓蒙主義政策と地域農村の宗教文化
研究課題名(英文) The Enlightenment and Religious Culture in the 18th Century
German Land
研究代表者
下田 淳(SHIMODA JUN)
宇都宮大学・教育学部・教授
研究者番号：20244402

研究成果の概要(和文)：本研究は、18世紀ドイツの農村地域を対象に、国家による啓蒙主義的政策に対して、農村住民がいかに対応したかを調査することにあつた。19世紀前半期の封建制廃止の時期まで、農村住民は独自の伝統文化を保持し、生活していた。啓蒙主義的国家政策は、農村住民の文化、とりわけ彼らの信仰やその表出形態としての巡礼や祭り、風習を「迷信」とみなし、それを矯正することを試みた。国家はキリスト教会と手をたずさえて、民衆文化の破壊を強行しようとした。しかし、農村住民の伝統的宗教文化が、国家や教会の法令等によって、すぐさま矯正されたわけではなかった。本研究は、こういった農村住民の「上から」の圧力に対しての抵抗、恭順などさまざまな反応を探った。

研究成果の概要(英文)：I studied the policy of the Enlightenment and popular culture, in particular, of religion, in the 18th century German land. Land people had various religious behaviours and manners in the pre-industrial ages, for example, pilgrimages, festivals, that the state and church regarded as superstitions and tried to suppress them. Popular culture resisted it, but sometimes was obedient.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：ドイツ史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：民衆文化、宗教、国家、教会

1. 研究開始当初の背景

19世紀の工業化以前の民衆の生活、考え方、行動など(民衆文化)が、いかなる形態であったか。それに対して国家の対応はいかなるものであったのか。ドイツの18世紀バイエルン・ザンディツェル村とその周辺を対象として調査する。

2. 研究の目的

民衆文化とエリートや国家の文化の差異と関係を跡付けること。これによって、ヨーロッパ近代社会の特徴の一つを確認する。ヨーロッパ近代社会の国家と教会権力が、他の文明圏と異なって、それほどの圧力を民衆の文化総体に向け、それによって、民衆の文化総体がどのように変容したのかを探る。

3. 研究の方法

ヨーロッパ史全体にわたる民衆文化の研究史を整理すること。次に、ドイツ・バイエルン国家の宗教政策を法令の中を探ること。さらに、バイエルン・シュローベンハウゼン市立文書館、バイエルン州立文書館、アウクスブルク司教区文書館等の資料を駆使して、民衆文化関係の文書の読解を通しておこなう。

4. 研究成果

①ドイツ史のなかの祭り

18世紀のカトリック地方では、日曜も含めると1年の半分以上が祭りであった。たとえば願掛け祭は、火事や疫病除けのために、どこかの聖人の礼拝堂などに行って願をかける祭りである。地域によってこの種の願掛け祭は様々に存在した。修道院の祭りにも民衆は参加できた。娯楽祭は、村では居酒屋が催し、競馬、射撃、ピン倒しなどを行った。巡礼も一種の祭りであった。

近代国家が、こういった祭りの規制に本格的に乗り出し、法定祝祭日を制定しはじめるのは18世紀の啓蒙主義の時代になってからである。祭りだらけで働かない国家はやがて滅ぶからである。

バイエルンは農業国で、他のドイツ地域と比べると工業化が遅れていた地域であった。しかし19世紀後半から工業化が始まり、人々の生活様式や考え方も変化していった。

1861年に、バイエルンのある農村地帯を調査した役人は、18世紀と比べて、祭りの削減とその様相の変化を記録している。それよれば、現在に近い祭日文化が始まった様子が理解できる。つまり、人々は法定祝祭日を遵守するようになり、祭日の過ごし方が変化した。教会の教えるキリスト教が浸透する一方で、他方、宗教的無関心が、徐々に進行していった。19世紀後半期から、「聖なる場所、聖なる日、聖なる事」と「俗なる場所、俗なる日、俗なる事」、の棲み分けが、人々の心に、徐々にではあるが定着していった。

人々は、居酒屋で酔っ払って教会に行くことを恥じるようになった。教会では帽子を脱ぐようになった。キリスト教の祭日は静かになった。他方、多くの民俗祭がつくられ、人々は、そこで、どんちゃん騒ぎをするようになった。

18世紀以前の伝統的祭りは、キリスト教、民間信仰・習俗（農耕儀礼・願掛け祭）、娯楽の3要素の混淆であった。これらは、同じ日、同じ場所、共同で行われた。近代社会は、これらをそれぞれの場所に棲み分けさせようと試みた。こうしてキリスト教の聖なる祝祭と、どんちゃん騒ぎの民俗祭が誕生した。伝統的民間信仰・習俗は衰退しつつも、両者の祭りにある程度残存し付着している。というより、伝統的習俗は、20世紀以降、たとえば観光資源として、とりわけ民俗祭として、あらたに再生されている場合が多い。もちろん、現実はこのように図式的に聖と俗の棲み分けがおこなわれているわけではない。聖なる教会の祭日に、娯楽が全く行われないうこともないし、「伝統的習俗」が復活している場合もある。しかし、それは、かつての民衆文化そのものの復活ではない。たとえば、聖体祭行列の空砲が復活したからといって、射撃団が教会に入ってきて礼拝中に発砲するなどといったことはない（かつては実際に行われていた）。今は、聖と俗の祭りの棲み分けは、一応行われている。

②ドイツ人の生と死

かつてヨーロッパの戸籍は在地の教会が管理していた。人の出生から死までの記録である。教会記録簿という。洗礼（出生）記録簿、結婚記録簿・死亡記録簿が主なものである。世俗官庁での戸籍管理が移行するのはフランス革命後のことである。ドイツにおいては、戸籍局という官庁が本格的に導入されるのは、1871年のドイツ統一後であった。

だから、昔のヨーロッパにおいては、国家は、教会を通じてしか住民を把握できなかったことになる。

洗礼はカトリックもプロテスタントも受けるキリスト教の重要な儀式の1つである。しかも人生で初めて行う儀式でもある。これによって、人はキリスト教徒になるのである。ドイツ語の「タウフェン」(洗礼)は古ドイツ語の「沈める」に由来し、昔は全身を水に浸した。現在では、頭に聖水をふりかけるのが一般的である。洗礼はユダヤ教からの習慣であるが、キリスト教の洗礼は、3世紀以来、信仰告白として大人が受けるものであった。新生児の洗礼の習慣は中世になって浸透した。キリスト教の教義によれば、人は原罪をもって生まれてくるので、死にかけて赤ん坊には緊急洗礼を施さなくてはならなかった。だから新生児洗礼が普及したのだろう。また、昔の民間信仰でも、赤ん坊は悪魔にとりつかれて生まれてくるので、洗礼によって悪魔祓いをした。この発想が教会にも取り入れられたとも解釈できる。洗礼なしで死んだ子どもはキリスト教の墓地には埋葬されなかった。

19世紀までは、バイエルンの農村では、村の教会での洗礼が終了すると、産婆が赤ん坊を抱いて、父親、名親、洗礼証人、客(村人)とともに居酒屋にいった。宴会は5・6時間つづくのが通常であった。宴会の費用は普通名親が支払った。宴会が生家で行われる場合もあったが、それはよほどの富農に限った。

名親は多くの出費を引き受けた。すでに教会に行く途中、在地の貧者や子どもたちにお金をばらまく地域もあった。彼は居酒屋の費用の他、産婆へのお礼金、教会への聖式謝礼も自分で支払った。さらに洗礼後、お金を紙にくるんで「ファッチェ」(赤ん坊を足から首までしっかり包むための亜麻の帯)の中に入れた祝儀を出した。

産婦は、六週間部屋から出られないか、少なくとも2週間はベットの離れてはならなかったが、19世紀も後半になると産後9日か10日でベットから起き上がり、労働へと強いられてた。工業化に伴う変化であった。これは、昔は女性を大事にしていたという意味ではない。かつては、子どもを生んだ直後の女性は「不浄」とされ、しばらく部屋に隔離された。産婦の左手、左足、スプーン、その他の器具が蟻でくるまれた。悪霊除けのためであった。その後、教会で「産後の祝別」、要するに「お祓い」を受け、ようやく共同体に復帰することが許された。

カトリック教会では結婚は sacrament の1つであり、離婚は許されないことになっている。だから、世俗法で離婚が認められて、再婚したとしても教会での儀式は許されていない。男女の結婚は、教会とキリストの統一の象徴と見なされる。性行為は結婚による子どもの生産として理解される。プロテスタント教会では、結婚は sacrament ではなく、祝福である。

昔は教会婚しか認められていなかった。1875年以降、民婚が義務となり、戸籍局に婚姻届を提出した後でなければ、教会での儀式は行えなくなった。昔も、婚約は法的性格をもっていた。婚約違反は裁判の対象になった。また、19世紀以前は、自由な結婚ではなかった。バイエルンの例をみてみよう。問題は家と家の資産の関係が大きかった。つまり、つりあいの取れた家の相手を見つけた。結婚したい男は仲介人にその意思を伝える。たとえば「俺は300グルデンもっている。誰かいい相手はいないか」と。仲介人は見合った家の父親を紹介する。父親は、仲介人とともに、ときおり相手の娘もともなって、男の家に来てくる。家中の財産が検分される。男女がどれだけ気に入ったかは考慮される

ことはない。交渉が成立すると、求婚者の男は娘の家に行き、彼女に「アル」と呼ばれた「手付金」を支払う。娘は男に手料理を御馳走する。日本の結納にあたるのだろう。

その後、仲人は、新郎・新婦、証人たちとともに在地の裁判所に向かう。そこで法的手続きを行う。定住および婚姻請願書、結婚契約書、土地台帳の書き換えである。19世紀の前半までは、この種の手続きは裁判所の管轄であった。そこから、すぐに教会に向かい、2人の証人の前で、司祭によって婚約の儀式が執り行われた。それらすべてを終え、一行は居酒屋に行って宴会を催した。両親や村人も加わり、音楽と踊り、そして飲み食いの祭りであった。

元来、キリスト教の考えでは、死後、人(の魂)は、善人は天国へ昇り、罪人は地獄へ落ちるといった考えであった。しかし、キリスト教会の禁じる罪は一般の人々にとっては厳しすぎるものであった。たとえば、俗なことをいえば、女性に色目を使っても地獄へ落とされることになるのである。そこで、中世のカトリックの神学者は「煉獄」という概念を発明した。これは、人は、死後まず煉獄に落とされる。ここで苦しみの罰を経験し、魂を浄化することによって、天国に昇ることができる。煉獄での罰の期間は、現世の人の善によって短縮される。善行は、ミサや献金などである。死者のためのミサ(法要)は、まさに煉獄の魂を天国に昇らせるためのものである。俗な表現をすれば、生前、自分の亭主が博打や女遊びばかりやっていたので、可愛そうに思った女房は教会に献金をして、亭主を1日でも早く天国に登らせようとする。煉獄の教義は1439年の公会議で正式に決定された。もちろん、極悪人や無信仰者は地獄に落とされる。

ルターやカルヴァンは煉獄という概念を

否定した。だから、プロテスタントは教会は煉獄を認めていない。正教も同じように否定している。いずれにせよ、キリスト教の考えでは、人の魂は、死後、現世に戻ってくることはありえない。しかし、民間信仰の世界では、死者の魂は戻ってくるものであった。

葬式は、教会内か墓場の礼拝堂で聖職者によって執り行われる。キリスト教は古代ローマで行われていた火葬を禁じ続けてきた。20世紀にはいって、ようやくプロテスタント教会は火葬の禁止を解除した。カトリック教会も1964年の第2ヴァチカン公会議で、火葬を容認した。とはいっても、とくにカトリック農村部では、現在でも土葬が主流である。墓場には死体安置所があり、教会内の葬式(レクイエム)の後、埋葬される。

かつて、葬儀や埋葬の際には、最も共同体の結束が発揮される時であった。バイエルンの山岳地帯では、隣人が、4週間、毎晩、遺体のそばに集まり、ロザリオの祈りを唱え、パンとビール、あるいはブランデーを飲食したという。4週間も通夜を行ったということだ。通夜では多くの蠟燭を灯した。蠟燭の火は悪霊・悪魔を祓うものであった。ある村では、獣脂の蠟燭を次々に消して、その悪臭で悪魔を祓ったという。また、バイエルンの別の地域では、死体の上に広げた布の上でこね粉を発酵させ、それからケーキを焼いたという。それは葬式後の宴会で客に配られた。これは、死者は聖なる力をもつので、そのケーキは生きている人に聖なる力を与えたといわれている。この習慣は、衛生的に悪いという理由で19世紀初頭に禁止された。

埋葬の後、居酒屋で宴会が行われた。家族、親戚、知人のほか、死体洗い屋(女性)、棺の担ぎ手、棺桶屋、墓堀人も接待された。食事より飲酒に重点がおかれたようだ。アルコールでお清めするのは日本と同じである。宴

会費用は、葬儀を出した家が支払ったが、貧者には逆に香典が贈られた。カトリック教会では、人が死ぬと、埋葬前に、第1回目の死者ミサ（法要）をおこなった。法要は、死後（あるいは埋葬後）7日目と30日にも執りおこなった。それぞれミサ後には宴会をした。

多様に存在した葬儀に付随する民間習俗に対して、18世紀後半から19世紀初頭にかけての啓蒙主義国家は規制を行った。すでに死者の上で粉を発酵させる習慣が禁止されたことなどは述べたが、その他、教会内埋葬の禁止、教会内に死体を安置することの禁止、これらは教会法に明らかに矛盾していたが、伝染病予防の視点から来ていた。また、孤児を死体のそばで祈らせる（子どもは無垢なので）ことも禁止された。孤児院にとってはこれは収入源になっていた。また、墓堀人に故人の所有物を贈る習慣、葬列の際の十字架携行とそれを墓地に立てることも、啓蒙主義的政策は禁止した。さらに、葬列のやり方、死者の装束、棺の仕様も規定され、棺を華美に装飾することも禁止された。葬儀後の宴会まで禁止の対象となった。逆に、いまや解剖された死体も教会に埋葬されることが法的に許された。しかし、民衆、というより教会にとっては、切り裂かれた死体は「冒瀆」であった。また自殺者、殺人者、場合によっては私生児でさえ、教会墓地に埋葬を許されなかったが、法令はそれを許すようになった。以前は、自殺者は、辻の絞首台の下か、遠方に埋葬されるか、樽にいれられ川に流された。

国家法令は、後に緩和化されたり無視されたりしたが、良きにつけ、悪きにつけ、民衆文化の多様性は失われていった。

③ドイツの巡礼

カトリック教会が「行列」と呼んだ集団で行う巡礼があった。祭日に催される行列は、教会の公的儀式ではあったが、実際には民衆

文化的要素がかなり付着していた。行列は非キリスト教文化圏でも行われていた。そこでその中心的機能は、聖性（ご神体）の「巡回」であった。行列が巡回した領域からは悪霊が祓われ、聖化される。行列がドイツ語で、しばしば「巡回」と呼ばれるのは、そのことを象徴している。だから、疫病や飢饉などからの回復を求めて、行列がしばしば行われたのである。疫病や飢饉は悪霊が引き起こすものであったから、自らの土地を巡って、ご神体でもって清めたのである。その代表が、豊作祈願のための行列であった。豊作祈願行列の代表に聖体祭の行列が挙げられる。聖体祭行列は、聖体を聖体顕示台と呼ばれる容器に入れて行列するものである。聖体を携行する聖職者と随行する信徒によって、教会から出発し、4つの聖所（留）を巡回して、また教会に戻った。4つの留は、礼拝堂や路傍の十字架像などであり、そこで司祭は4方向に向かって祝別の祈りを唱えた。悪霊祓いであった。前に、ヨーロッパの巡礼は直線的運動と書いたが、聖体祭行列は、円環運動であった。その意味でも巡礼と呼ぶに相応しかつた。とりわけ村落では、聖体祭の行列は、豊作祈願の行列であった。行列は、早朝、教区教会を出発し、午前中に数時間をかけて村内の4つの留を巡回する。村の畑を巡回するのである。留でのお祈りは、悪霊を畑から祓い、豊穰を祈願する現世御利益の機能をもったのである。私的な巡礼の願掛けと違って、ここでは共同体全体の願掛けが行われたのである。祈願祭と棲み分けさせている地方もある。

かつては、行列の際、十字架、教区の守護聖人の描かれた教会旗、マリア像や聖人像なども携行された。典礼書では賛美歌が歌われることになっていたが、民謡が好まれたといわれる。そのために、トランペットや太鼓をもった楽隊が随行した。賛美歌には楽隊は必

要ないだろう。楽隊や歌手として諸国周りの芸人が雇われる場合もあった。17世紀からは、射撃団も随行した。射撃団は、在地の若者組や在郷軍人会などから構成された。彼らは留で、空砲（礼砲）を放った。この空砲は、邪気祓いであった。19世紀以前の民衆は、音も聖なる奇蹟を宿すものと信じていた。留での祝別（祝福）や行列終了後のミサでも、射撃団による空砲が撃ち鳴らされたという記録もあり、これは教会関係者にとっては規制すべき問題となっていく。要するに、この行列は、静粛・厳粛なキリスト教の典礼というより、民衆によるどんちゃん騒ぎの「パレード」だったと理解するほうが良いだろう。アルコールもはいていた。

巡礼・行列への規制は、18世紀に本格化する。1785年の急進的規定のなかでは、聖体祭、マルコ祭および祈願祭以外の行列は、すべて国家の許可を必要とし、しかも目的地は隣の教区（村落）まで、さらに、教区礼拝や宗教授業に支障が出ないという条件で許可された。長距離行列は、性的逸脱など無秩序の温床となっていたからである。祭日に催される行列は、人々の信仰心を高めたというよりも、迷信、瀆神、放蕩の源泉となっていた。啓蒙主義的宗教政策は、こういった「悪弊」の除去によって、祭日を「純化」としようと試みた。しかし、民衆の反発は大きく、バイエルンでは法令を緩和ないし撤廃せざるをえなかった。もちろん、病気除けや雨乞いの類の巡礼・行列、つまり願掛け行列は、迷信として禁止された。それは、教区教会での祈りの時間で代替するように命じられた。さらに、祭日の視覚的「見世物」、たとえば行列に際しての山車に乗せたマリア像などを、「真の信仰心」を妨害するものとして禁止した。これらは、すべて、祭りにつきものの現世の御利益的機能（願掛け）や娯楽機能を削

いで、祭日を、礼拝中心の純キリスト教的に行うことを目指したものであった。

④結語

民衆文化は多様な形態をとったが、国家はそれらを迷信とみなし、画一的規範を押し付けようと試みた。この試みは、最初はうまくいかなかったが、徐々に浸透し、均一的近代の創出に一役買った。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

- ① 下田淳「ドイツの巡礼にみる伝統と近代」『世界史の研究』（山川出版社）、2009年、査読有、1-14頁
- ② 下田淳「19世紀ドイツ・バイエルンにおける祝祭日規制政策と民衆信仰」『歴史評論』、690、2008年、査読有、28-40頁

〔図書〕（計2件）

- ① 若尾祐二他編『ドイツ文化史入門』（昭和堂）、2011年、第2章担当、共著
- ② 下田淳『ドイツの民衆文化』（昭和堂）、2009年、225頁+6頁、単著

〔その他〕

- ① 下田淳「回顧と展望 ドイツ・スイス・ネーデルラント」『史学雑誌』117-5、2008年
- ② Forschung nach Schrobenhausen, in: Donau Kurier, Seite 23, 2008

6. 研究組織

(1) 研究代表者

下田淳 (SHIMODA JUN)

宇都宮大学・教育学部・教授

研究者番号：20244402

